平成２６年（フ）第２３号
茨城県龍ケ崎市平台４丁目５番地７　ハイツブルースカイ102号室、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市若柴町2240番地183
債務者　内倉ゆかり（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目13番地11　エンゼルハイム佐貫第３棟506号室
債務者　野村香恵子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
茨城県龍ケ崎市松葉１丁目13番地18　マノアールドゥ松葉Ａ棟102号室、前住所茨城県取手市小文間3722番地５
債務者　岡野　佳織
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
茨城県守谷市本町3287番地の32　メゾン秋桜405、前住所茨城県結城市大字結城10753番地６
債務者　荒川　京子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
茨城県龍ケ崎市愛戸町７番地
債務者　海藤しげ子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
茨城県守谷市薬師台６丁目３番地10
債務者　西田　教明
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
茨城県龍ケ崎市川原代町1071番地８　コーポグローブ202号室、前住所茨城県牛久市岡見町2733番地43
債務者　佐藤　正司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
山梨県北杜市長坂町長坂上条3228番地６
債務者　石丸　翔
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
長野県安曇野市豊科4941―９　シャルマンハイツマルト302号、住民票上の住所長野県松本市波田5597番地１
債務者　輿　知行
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１１号
岐阜県各務原市那加桐野町４丁目19番地１　メゾン河合217号室
債務者　岡田　悠
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２２号
岐阜県瑞穂市別府872番地２　太陽荘11号
債務者　河合　千尋
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２３号
岐阜市多賀町２番地４　シャトレーゼ102号室
債務者　マナヨン　ジョアン　リエナ（ＭＡＮＡＹＯＮ　ＪＯＡＮ　ＬＥＹＮＡ）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５８９号
神戸市東灘区本山南町８丁目５番６号　本山ロイヤルマンション　管理人室、従前の住所鳥取市田島750番地　メゾン池ノ端104号
債務者　岸本貴久男
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
神戸市須磨区大田町２丁目２番３号　405、従前の住所神戸市須磨区道正台１丁目３番12―1009号
債務者　髙橋　雅彦
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
静岡県下田市田牛711番地の59
債務者　菱沼みどり
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第４３号
三重県鈴鹿市寺家５丁目７番28号
債務者　森下　和子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所破産係